

## 尼崎市産学公ネットワーク協議会「大学教員の派遣」に関する要綱

(主旨)

第1条 この要綱は、尼崎市産学公ネットワーク協議会(以下「協議会」という。)が、協議会を組織する大学との連携を求める尼崎市内に事業所を有する企業等に対して、産学連携に向けた相談、指導等を行うための大学教員の派遣に関して必要な事項を定めるものとする。

(派遣対象企業等)

第2条 大学教員の派遣は、次の各号に掲げる企業等の尼崎市内の事業所等とする。

- (1) 尼崎市内に事業所を有する企業(法人・個人を問わない)
- (2) 尼崎市内に事務所を有する企業団体

(申し込み)

第3条 大学教員の派遣を受けようとする企業等は、尼崎市産学公ネットワーク協議会委員長(以下「委員長」という。)に尼崎市産学公ネットワーク協議会大学教員派遣申込書(第1号様式。以下「申込書」という。)を提出しなければならない。

- 2 前項の申込みの受付は、随時行うものとする。ただし、当該年度に予定された総派遣回数に達したときは、申込みの受付は終了するものとする。
- 3 前項の当該年度とは、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(派遣の決定等)

第4条 委員長は、前条の規定による申込みがあったときは、協議会を組織する大学と調整して派遣の是非を決定する。

- 2 委員長は派遣を決定した時は、尼崎市産学公ネットワーク協議会大学教員派遣決定通知書(第2号様式。以下「決定通知書」という。)により申込者に通知するものとする。
- 3 派遣する教員は、協議会を組織する大学に所属する教員とする。

(派遣にかかる費用負担等)

第5条 協議会は前条の規定により派遣された教員に対し、謝金として3回に限り委員長が定める額を支払うものとする。

2 派遣された教員に対する謝金は、次条の報告書が委員長に提出された後速やかに支払うものとする。

(事業の報告)

第6条 大学教員が企業等に派遣されたときは、派遣された大学教員及び企業等は速やかに尼崎市産学公ネットワーク協議会大学教員派遣報告書(第3号様式(教員用)。第4号様式(企業用)。以下「報告書」という。)を委員長に提出しなければならない。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、前項の規定により報告書の提出を受けた後も、大学と企業の交流状況等を調査し、又は報告を求めることができる。

(その他)

第7条 この要綱の運営に関する事項については、委員長が別に定める。

付 則

(実施日)

- 1 この要綱は平成20年8月1日から実施する。

(実施日)

- 1 この要綱は平成21年8月21日から実施する。